



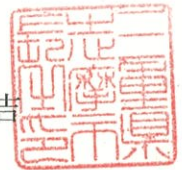
志摩市訓令第 8 号

庁 中 一 般

志摩市公用車使用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 5 月 11 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市公用車使用管理規程の一部を改正する訓令

志摩市公用車使用管理規程(平成 16 年志摩市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

管理責任者は、配置された公用車について、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 48 条の規定による定期点検整備及び同法第 58 条の規定による検査を受けなければならない。

第 4 条第 1 項中「第 105 号)」の次に「、道路運送車両法及びこれらに基づく命令」を加え、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「管理責任者」を「所属長」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。